

第12号議案

「公益財団法人天風会 関東東北ブロック100周年記念フェス」の後援名義使用承認
について

上記の議案を提出する。

平成31年3月26日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 佐藤 正子



別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

平成31年 3月 4日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 公益財団法人天風会
 関東東北ブロック
 住所 (所在地) 〒112-0012 東京都文京区大塚5-40-8
 電話番号 03-3943-1601
 代表者名 (ふりがな) おおくぼのぶひこ
 大久保信彦
 代表者連絡先 (事務担当者) 事務担当者 川本かおり
 住所 千葉県船橋市本町4-3-19
 電話番号 090-5202-1447

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	公益財団法人天風会 関東東北ブロック 100周年記念フェス	
実施期間	2019年 6月 9日 (日) から 2019年 6月 9日 (日) まで (1日間)	
実施場所	〒112-0012 東京都文京区大塚5-40-8 天風会館	
事業内容	目的※	天風哲学 (心身統一法) は、ものごとのポジティブな面を見る習慣を身につけ、呼吸法や運動法などを通して身体を健全な状態に保つことを基本としています。感情をコントロールし、一筋縄ではいかない現実にも落ち着いて対処できる人間づくりを目指します。 天風哲学は、創立100周年という歴史がありながら、メジャーリーガーの大谷翔平選手や、京セラの稲盛和夫氏といったトップアスリートや経営者に、いまなお影響を与え続けています。今回の事業では、子どもや子育て世代の女性などにこの哲学を伝えることで、女性の子育てと子どもたちの夢への挑戦の助けとなることを目指します。
	内容	こころのヨーガ、魔法学校～マジカルワンダーランド～キッズヨーガ、スタンプラリー、消しゴム版画ワークショップなど
	対象者	子ども (幼稚園～中学校程度) 女性 (参加予定人員300人)
	参加費	無料 (こころのヨーガのみ1000円程度)
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	なし	
備考	こころのヨーガのみ、大人を対象としています。	
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="radio"/> 同意する ・ <input type="radio"/> 同意しない		

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

事業予算書

事業名 100周年記念フェス

団体名 公益財団法人天風会
関東東北ブロック

収 入	単 位 : 円	支 出	単 位 : 円
天風会予算 ヨガイベント参加費 (1,000円×30人)	276,100 30,000	<ul style="list-style-type: none"> ■6/9ヨガイベント インストラクター交通費等 10000 ステージ 盛花(中台) 5000 パネル印刷 8,000 イレパネ 10,000 ■親子キッズヨガ 参加賞(力の誦句) 2,500 参加賞(お菓子) 5,000 ■キッズチーム特別企画 五感訓練用グッズ 10,000 参加賞(お菓子) 5,000 ■来場者特典 来場特典バンド 100,000 参加賞(お菓子) 5,000 ■100周年記念メッセージ 色紙 4,200 送料等概算 8,000 ■サークルコンテンツ ものづくり 3,000 キッズわくわくワークショップ 10,000 集中力UP!ゲームコーナー 10,000 風の音ミニコンサート 5,000 書道 10,000 活花 10,000 ■その他事務費 85,400 	
計	306,100	計	306,100

2019年 3月 19日

(備 考)

100周年記念フェス

公益財団法人天風会
関東東北ブロック

100周年記念フェス 実施概要

項目	概要
名称	公益財団法人天風会 関東東北ブロック 100周年記念フェス
目的	<p>天風哲学(心身統一法)は、ものごとのポジティブな面を見る習慣を身につけ、呼吸法や運動法などを通して身体を健全な状態に保つことを基本としています。感情をコントロールし、一筋縄ではいかない現実にも遭遇しても落ち着いて対処できる人間づくりを目指します。</p> <p>今回の事業では、子どもや子育て世代の女性などにこの哲学を伝えることで、女性の子育てと子どもたちの夢への挑戦を助けとなることを目指します。そのために、参加者に心と身体をつながりを実感し、目標を達成するには、身体とともに心も強くすることが大切だと感じてもらうように努めます。</p>
メインターゲット	子ども(幼稚園～中学校程度)、子育て世代の女性
開催日程・時間	2019年6月9日(日) 10:00～16:00
開催場所	東京都文京区大塚5-40-8 天風会館
入場料	無料(ヨガイベントのみ有料(1000円程度))
実施内容	詳細後述

100周年記念フェス 進行表案

1階 講堂		4階 セミナールーム						
時刻	内容	時刻	401	402	403	404	405	406
8:00	スタッフ集合 会場準備打ち合わせ	8:00	カクテル・作品展示は朝日		休憩(男性更衣室)			
9:00	会員ボランティア集合	9:00						
10:00	ヨーガ有料イベント開始	10:00	4階受付	洞しゴム 10:00~				
10:00	解説			映画7-7 12:00				10:00 集中力を高める親子DEキッズヨーガ
10:15	安宅打坐			ヨガ & 親睦の会 (結遊)				11:30終了 (うち30分ほど聖の音はニカサ)
10:25	運動法	10:30						
10:55	休憩							
11:05	アサナ							
11:40	安宅打坐	11:30						
12:00	終了	12:00						
13:00	風の音ミニコンサート (20分間、お休7(10分))	13:00			13:00~			13:00~15:00
13:30					15:00			「ではさ」モザイクアート作り
14:00		14:00			卒業の会 (結遊)			舞臺会
15:30		15:00						おひな祭り
16:00	閉会式	16:00						
17:00	撤収完了	17:00						
18:00	打ち上げ	18:00						
19:00		19:00						

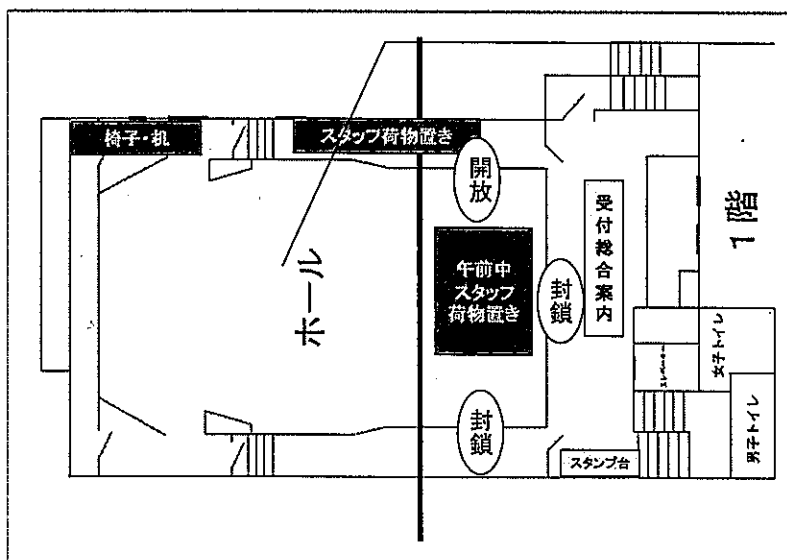
100周年記念フェス メインコンテンツ

	ヨーガイベント(こころのヨーガ)	魔法学校~マジカルワンダーランド~
担当	関東東北ブロック委員会 (インストラクター 中島真理子)	天風会 キッズチーム
場所	1階ホール前 10:00~12:00	1階ホール前 13:00~15:00
概要	インドのヨーガを日本に直接伝えた最初の人といわれる中村天風の「こころのヨーガ(心身統一法)」を、ヨーガのインストラクターが教えます。 (インストラクター歴34年、天風会歴10年) ヨーガという切り口から、身体を動かすことで、気持ちが変化する(落ちつく、集中する)ことを体感していただくよう努力します。	~本当はずごい自分の心を発見しよう~ 近年教育プログラムとして導入され、集中力アップや心の落ちつきを促すことでも知られる五感を啓発についてゲーム感覚で楽しく学びます。 自分が思うことが体に及ぼす影響を実験し体感することで、健全な精神が心身の健やかな成長に大きく寄与することを学びます。
料金	1000円	無料

100周年記念フェス コンテンツ

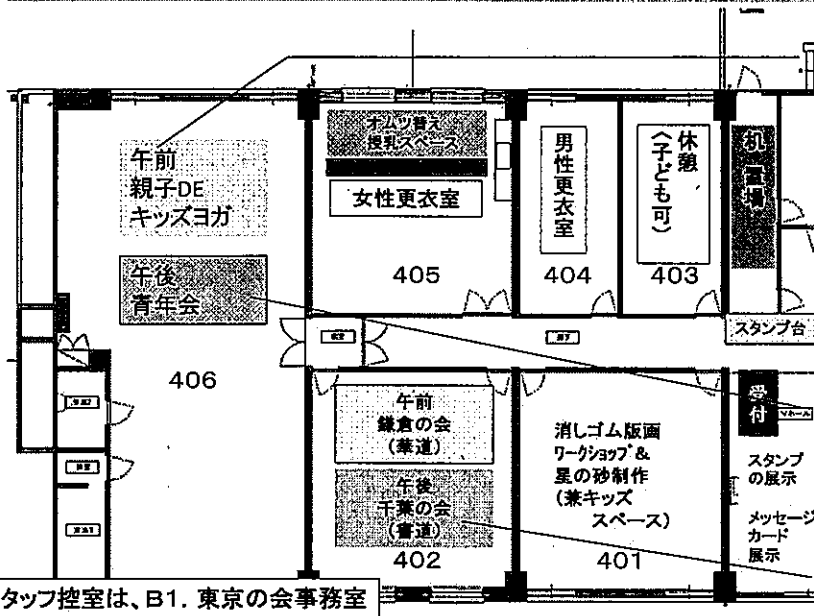
コンテンツ	担当	場所
集中力を高める親子DEヨーガ	関東東北ブロック委員会 (インストラクター: 迫田京子)	406号室
スタンプラリー	【東京の会】 ものづくりサークル 代表: 瀧口さん	1階、2階、4階など
消しゴム版画ワークショップ (&今までの作品を壁面展示)	【東京の会】青年会	406号室
ミニコンサート	【東京の会】 音楽サークル『風の音』 代表: 古本さん	1階ホール前、406号室
生け花	【鎌倉の会】 中台さん	402号室
書道	【千葉の会】 芝田さん	402号室

会場レイアウト案 1階



- ・ヨーガイベント(こころのヨーガ)
- ・風の音ミニコンサート
- ・魔法学校
- ～マジカルワンダーランド～

会場レイアウト案 4階



●集中力を高める
親子DEヨーガ
ヨーガを通して正しい姿勢を身に着けます。
天風式坐禅法(安定打坐)を行い、集中力を高めます。
親子のコミュニケーションの場とします。

●「できる」を味わうワークショップ
一見できそうになくても、できると信じてチャレンジすれば本当はできることがあります。
成功体験から、成功するときとそうではないときの感覚の違いを感じてもらいます。

●華道・書道体験
華道や書道を通じて心身統一法の魅力を体験します。

スタッフ控室は、B1. 東京の会事務局

公益財団法人 天風会 役員名簿

(平成30年7月1日より)

理事長（代表理事）	大久保 信彦
専務理事（代表理事）	高瀬 一弘
理事	今川 得之亮
	岸本 京子
	古賀 佐三
	迫田 京子
	芝原 英司
	高島 達美
	西芝 実
	広田 真一
	堀 武美
	村里 泰由
横田 博行	
監事	石井 敏明
	石塚 三郎

※次ページ評議員

評議員長	渡辺 忠雄
評議員会副議長	佐藤 昭明
評議員	安倍 敏明
	宇川 悦司
	大島 誠
	尾関 周一
	鹿住 和宏
	金谷 敏行
	川田 清治
	木村 登代子
	瀧沢 靖雄
	萩原 いづみ
	橋本 耕治
山田 真次	
山野 潔	
	吉田 勝昭

※顧問3名変更なし

最高顧問尾身 幸次

顧問丹羽 雄哉

顧問服部 嘉夫

以上

公益財団法人 天風会 関東東北ブロック名簿

(平成 31 年 3 月 1 日現在)

担当理事	高瀬 一弘 高畠 達美
ブロック委員長	金谷 敏行
東京の会	橋立 幸絵
鎌倉の会	迫田 京子
群馬の会	友松 弘行
仙台の会	渡辺 康浩
はまかぜの会	平井 靖
千葉の会	川本 かおり

以上

公益財団法人天風会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人天風会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、中村天風の創見した「心身統一法」の普及に努め、心身の健康を完全なものとし、人世に幸福をもたらし、あまねく人類の進化と向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中村天風「心身統一法」に関する調査研究
- (2) 中村天風「心身統一法」に関する各種セミナーの開催
- (3) 広報・出版事業
- (4) 研究所及び研修機関の設置
- (5) その他本財団の目的達成のために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第5条 この法人は、第4条の事業に資するため、次の事業を行うことができる。

- (1) 施設貸与事業
- (2) 物品販売事業
- (3) 出版事業
- (4) その他前号に定める事業に関連する事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために必要であると理事会で定めた財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員15名以上25名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

3 評議員長は、評議員会の決議によって、評議員の中から選定する。

4 評議員長は、評議員会において議長を務める。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、賛助会員のうち次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号及び第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員選定委員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

7 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

8 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

9 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

10 第8項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する

(評議員の構成)

第13条 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1名と親族その他特殊の関係がある者

1. 定款の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任期及び定年制)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

4 評議員の定年は満80才とし、任期中に定年に達した場合は、その任期満了日をもって退任するものとする。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員は、原則として無報酬とする。ただし、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

1. 定款

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した議長及び議長の指名する評議員は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会規則)

第22条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

- 3 前項の理事長及び専務理事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員構成)

第25条 理事のうちには、理事のいずれか1名と親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

1. 定款

- 2 理事のうちには、他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、本財団の業務を執行する。また理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の職務を執行する。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期及び定年制）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
5. 理事及び監事の定年は満80才とし、任期中に定年に達した場合は、その任期満了日をもって退任するものとする。

（役員解任）

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第30条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

1. 定款

- 2 非常勤の理事及び監事に対しては、職務遂行の都度、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、支給することができる。

(顧問)

第31条 本財団に任意の機関として5名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 顧問の報酬は、無償とする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
 - 3 専務理事が欠けたとき又は専務理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 4 監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第3項の要件を満たしたときは、理事会を招集することができる。

(決議)

- 第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第37条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

(委員会)

第38条 本財団の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第39条 本財団の趣旨・目的に賛同し、その維持発展のために所定の賛助金を納入する個人又は団体を賛助会員とする。

2 賛助会員に関して、必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第40条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第5条及び第12条についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は尾身幸次とする。また、この法人の最初の専務理事は池田忠一とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

飯田弥生、伊藤秀樹、今川得之亮、遠藤靖子、尾形一之、尾形重夫、
片山敬一、金子 隆、株木孝子、木村登代子、小柳富美夫、中 健司、
中台ちかよ、畑山恒之、前田弘二、松谷廣信、南方哲也、村里泰由、
矢木敬子、柳 靖人、横田博行、吉松加雄、渡辺忠雄

附則（平成28年3月6日）

1. 定款第6条第1項、第14条第4項、第28条第5項及び別表第1の変更については、平成28年3月6日より施行する。